
2015 大会

改訂 IAS19 による確定給付負債の測定の現状と課題[†]

清水信広*

概要

職域年金の各種リスク分担制度に係る債務の認識と測定が、2011年に改訂された退職給付に係る国際会計基準（以下、改訂 IAS19）においてどのように取り扱われているか（又は取り扱われることになるか）は、各種リスク分担制度の普及を図り、事業主と従業員・退職者の間の適切なリスク分担を促進していく観点からも、極めて重要なポイントとなる。

本論文では、第1に、改訂 IAS19 の下で、各種リスク分担制度に係る確定給付義務の測定がどのように行われることになるか、改訂 IAS19 の規定や結論の根拠における記述振りを分析し、条件付きスライド制度などリスク分担の具体的な仕組みに応じて検討を加えた上、不確実性を伴う確定給付義務の測定を巡って改訂 IAS19 の抱える問題を改めて浮き彫りにする。第2に、改訂 IAS19 による確定給付義務の測定について、2013年の IASB による概念フレームワークの見直しに関する討議資料、並びに、2008年の European Financial Reporting Advisory Group による年金の財務報告に関する討議資料及び2009年の同再検討資料の議論を参照しつつ分析し、その基本的な問題の所在を明確化する。第3に、以上の分析を踏まえ、キャッシュ・フローの不確実性を確定給付義務の測定に反映させるための改善の方向性について考察する。

本稿の結論は以下のとおりである。第1に、改訂 IAS19 による測定は、IASB の概念フレームワークの見直しに関する討議資料による負債の「不確実性に関する予備的見解」とは相容れないものであり、これを積極的にも消極的にも支持する根拠は見いだせない。第2に、改訂 IAS19 では、条件付きスライド制度などを念頭に新たな規定が設けられたが、それらはリスク分担制度において顕在化した矛盾をほとんど何も解決していない。第3に、事業主と従業員・受給者の間のリスク分担の仕組みは、最終給与比例制度と拠出建て制度という両極端の間でシームレスに連なっており、したがって会計上の都合から「拠出ベース約定」のような給付約定の新たなカテゴリーを工夫しても必ずどこかで矛盾を招く。第4に、負債のリスク性を測定に反映するには、EFRAG の再検討資料が指摘するように、複数のシナリオ下で将来給付のキャッシュ・フローの現在価値を算定し、その確率加重平均をとるといった手順を踏まなければならない。第5に、その確率加重平均が市場整合的な評価となるためには、状態価格密度に関するデータが不可欠であり、イールドカーブ・データと同様に、これを一種の公共財として作成・公表していく方向で検討を進める必要がある。

キーワード： 確定給付義務の測定、改訂 IAS19、概念フレームワークの見直し、負債のリスク性、状態価格密度

[†]本稿は、一般社団法人年金総合研究所の後援のもと、2013年4月に設立された「退職給付会計プロジェクト」の報告書「退職給付会計の課題の考察」（2015年4月）の第4論文に、一部加筆・修正を加えたものである。

* 厚生労働省年金局
〒100-8916 千代田区霞ヶ関 1-2-2
中央合同庁舎 5 号館
E-mail: nobuhiro@js8.so-net.ne.jp

なお、本稿は筆者の個人的見解である。